

岐阜県公報

第 二 千 三 百 十 九 号
平 成 二 十 四 年 二 月 十 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 指定医療機関の廃止の届出	(地域福祉国保課)	九	九
指定医療機関の名称等の変更の届出	(同)	九	九
道路の区域変更	(道路維持課)	九	九

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	九	一
政治団体の異動事項の公表	(同)	九	二
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	九	三
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	九	五
資金管理団体の異動事項の公表	(同)	九	五
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	九	五

監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果	(監 査 委 員)	九	六
---------------	-------------	---	---

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	九	八
指定自立支援医療機関の指定	(保 健 医 療 課)	九	八
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	九	八
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商 業 流 通 課)	九	八
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同)	九	九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 公共測量の実施	(同)	九	九
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(用 地 課)	一	〇〇
	(都 市 政 策 課)	一	〇〇

正 誤

建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正	(建 築 指 導 課)	一	〇二
---------------------	---------------	---	----

告示

岐阜県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開設者	所在地	指定年月日
うめむら接骨院	梅村	勝臣	関市小屋名一三七六	平成三・一・二四
レイス治療院	山下	恵子	岐阜市芥見南山一六六	平成三・一・二五
いつき鍼灸マッサー ジ治療院	河瀬	晃一	揖斐郡池田町片山一四四 五一	平成三・二・二三
大安接骨院	山田	哲太郎	大垣市東前一七九三	平成三・四・一
白山接骨院	野村	秀男	岐阜市老松町七	同
銭田治療院	井藤	正智	名古屋市中区新栄三一 八七	同
はりきゅうマッサー ジ小栗治療院	小栗	基彰	恵那市大井町一〇〇一	平成三・四・二七
仲野接骨院	仲野	茂	羽島郡岐南町野中二一 六	平成三・五・二五

仲野接骨院 吉田 幸夫 五 羽島郡岐南町野中二一六 同

一心堂治療院 小木曾 加奈 多治見市宝町一 一七 平成三・五・二六

あさくら治療院 朝倉 照教 九 関市西本郷通六 六一 平成三・六・一〇

三快整骨院 山田 祐弥 〇 各務原市鷺沼東町八 六 平成三・六・二三

一心堂鍼灸治療院 上田 慎一 〇 羽島郡岐南町伏屋四 一 平成三・六・二三
五九コテージ伏屋D

岐阜県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開設者	所在地	廃止年月日
水野	鍼灸院	水野 喜之	土岐市土岐津町土岐口七 〇〇五一	平成三・三・二五

岐阜県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設 者 所 在 地 変更年月日

花 梨 鍼 灸 院 天 野 梨 恵 子 新 高 山 市 総 和 町 三 八 三 一 一 旧 高 山 市 冬 頭 町 五 九 四 五 平 成 三 十 三 年 四 月 九 日

新 松 田 美 登

清 野 鍼 灸 院 旧 清 野 美 登 土 岐 市 泉 神 栄 町 一 一 平 成 三 十 三 年 三 月 二 十 五 日

新 白 山 は り き ゅ う 接 骨 院 野 村 秀 男 岐 阜 市 老 松 町 七 平 成 三 十 三 年 三 月 二 十 二 日

旧 白 山 接 骨 院

岐 阜 県 告 示 第 六 十 一 号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名	区 間	区域	敷地の幅	延長	備考
前	後			別前後	員（メートル）	（メートル）	
一般	国道	二百五十六号	郡上市八幡町安久田字六洞三三九番の九地先から同市同字同三三九番の七地先まで		九〇	七・一	

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	仕 務 所 の 所 在 地
---------	--------	----------	---------------

青山節児後援会	額 額 幸	中 島 敏 明	中津川市苗木字大牧6536
大久保一夫後援会	大久保 一 夫	大久保 ゆかひ	土岐市土岐津町土岐口676 5
加藤のりかつ後援会	加 藤 紀 勝	加 藤 紀 勝	土岐市土岐津町土岐口148 4
さんさん会	堀 増 男	吉 村 工	揖斐郡大野町大字寺内247 1
清水草一後援会	清 水 猛	清 水 禮 子	飛騨市神岡町吉田2866 4
鈴木寛治後援会	鈴 木 寛 治	鈴 木 照 代	土岐市土岐津町土岐口815 29
砂場研司後援会	松 尾 信 夫	水 野 稔	土岐市土岐津町土岐口2255 19
曾根たけみを育てる会	曾 根 義 弘	丹 羽 之 弘	土岐市土岐津町土岐口1427 4
田中そえむ後援会	田 中 副 武	田 中 副 武	下呂市小坂町大垣内1711 2
ふるさと清流会	三 尾 誠	岡 崎 和 幸	下呂市森859 10
前川文博後援会	前 川 文 博	前 川 隆 子	飛騨市神岡町船津1966 1
松野かつのりを育てる会	松 野 勝 則	松 野 貴 志	瑞穂市穂積2032
武藤隆夫後援会	林 修 美	野 村 吉 則	関市洞戸市場214 8
わかあゆ会	森 下 真 次	中 切 外 志	飛騨市宮川町称宜ヶ沢上392

岐阜県選挙権者登録係長通知第17号

岐阜県公報第2319号（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、岐阜県内の選挙権者の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県選挙権者登録係長

森 下 真 次

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党岐阜県選挙区支部	代 表 者	山 田 大	酒 向 憲 造
自由民主党岐阜県LPガウス支部	会 計 責 任 者	新 田 浩 幸	見 尾 谷 稔
自由民主党白川村支部	代 表 者	田 口 修 一	根 尾 治 吉
	主たる事務所の所在地	大野郡白川村平瀬396 1	大野郡白川村荻町856

井上久則後援会	代 表 者	永 井 清 雄	森 脇 英 一
	主たる事務所の所在地	飛騨市古川町幸栄町12-18	飛騨市古川町下気多437-1
小川勝範後援会	代 表 者	福 富 武 久	児 玉 春 一
岐阜県柔道整復師連盟	会 計 責 任 者	高 木 憲 司	徳 山 久 久
砂場研司後援会	会 計 責 任 者	小 栗 武 一	水 野 稔
土屋隆義を育てる後援会	代 表 者	土 屋 正 一	河 合 達 美
日本遺族政治連盟岐阜県支部	代 表 者	山 田 大 大	酒 向 憲 造
尾藤義昭後援会	主たる事務所の所在地	関市長住町1	関市本町2-26
平岩会	会 計 責 任 者	小 木 曾 肇	波 多 野 運 智
	会 計 責 任 者	小 木 曾 肇	波 多 野 運 智
平岩正光後援会	主たる事務所の所在地	中津川市かやの木町1-48	中津川市津島町1-25
	代 表 者	高 橋 祥 吉	遺 山 利 美
藤原勉後援会	会 計 責 任 者	高 橋 一	高 田 文 一

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

船坂勝美後援会	名 称	船坂勝美後援会	つくの会
	会 計 責 任 者	河 上 達 也	尾 内 治 良
星野あきら後援会	会 計 責 任 者	星 野 富 子	飯 田 康 彦
街の明日を考える会	会 計 責 任 者	今 西 文 龍	後 藤 洋 子
町の明日を考える会野村みさと後援会	会 計 責 任 者	今 西 文 龍	野 原 昭 称
松井旬子と歩む会	代 表 者	青 木 鵬 二	青 木 幸 美
	会 計 責 任 者	青 木 す ま 子	熊 崎 美 恵 子
わかあゆ会	主たる事務所の所在地	飛騨市宮川町西忍221-1	飛騨市宮川町称直ケ沢上392
若原としろうを育てる会	代 表 者	堀 昭 夫	若 原 一 美
	主たる事務所の所在地	本巣市政田1182-2	本巣市政田1219
渡辺要後援会	会 計 責 任 者	渡 辺 要	山 口 千 秋
渡辺しげぞう後援会	会 計 責 任 者	口 野 元 康	多 治 見 宏 幸

平成二十四年二月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 保 幸

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合	当該政党の支部を支部とする	一以上の市町村の区域等を単位として設
---------	-------------	----------	------------	-----------	--------------	---------------	--------------------

						その旨の表示	政党の名称	けられる支部の表示
五十川勝也後援会	鶴田繁樹	五十川勝也	岐阜市大洞柏台2 62	平成23年 12月28日				
今井裕司後援会	市脇貞夫	松葉信幸	中津川市千旦林1520 37	平成23年 12月22日				
大畑隆夫後援会	大畑隆夫	大畑隆夫	美濃加茂市川台町1 12 26	平成23年 12月31日				
梶田かつみ後援会	高木幹夫	下嶋篤	美濃加茂市深田町1 5 12	平成23年 12月26日				
児山廣茂後援会	庄司利美	佐藤英光	美濃市御手洗864 1	平成23年 12月25日				
慈友会	中村 慈	堀口潤子	高山市花岡町1 6	平成23年 5月30日				
杉本富夫後援会	西脇 敏	前川常夫	関市武芸川町平682 2	平成23年 12月31日				
せんごく秀男後援会	仙石秀男	仙石美由紀	土岐市泉東築町4 59 6	平成23年 5月6日				
大安歳博後援会	大安歳博	大安久美子	多治見市脇之島町6 52 4	平成24年 1月1日				
たいぞうサポートクラブ	渡辺泰三	渡辺文泰	多治見市田代町3 13 1	平成23年 11月30日				
中村やすし後援会「明日の高山を拓く会」	漆山 潔	堀口潤子	高山市花岡町1 6	平成23年 5月30日				
平田雄三後援会	須田 悟	平田久雄	美濃市生櫛1359	平成23年 12月20日				
平林信一郎後援会	土本紳悟	土本紳悟	土岐市土岐津町土岐口752 1	平成23年 5月31日				
松本孝夫後援会	森下 浩	松本直美	可児郡御嵩町中691	平成23年 12月20日				
森ひさえ後援会	鈴村吉富	山田 悟	岐阜市五坪町1450 22	平成23年 12月31日				
山田みよ子を育てる会	山田美代子	遠藤鋭子	関市宮地町6 9	平成23年 12月20日				

古田あきら後援会	古田 尊	古 沢 隆 雄	安八郡安八町西結890	平成23年 12月31日		
渡辺しげそう後援会	渡 辺 重 造	口 野 元 康	可児市土田505	平成23年 12月26日		

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	出たる事務所の所在地	代表者の氏名
田中 副武	下田市議会議員	田中そえむ後援会	下田市小坂町 大垣内1711 2	田中 副武

岐阜県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
-----------	-----------	------	---	---

船坂 勝美	船坂勝美後援会	名 称	船坂勝美後援会	つくしの会
		公職の種類	飛騨市長	岐阜県議会議員

岐阜県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	出たる事務所の所在地	代表者の氏名
中村 悠	岐阜県議会議員	悠友会	高山市花園町 6	中村 悠
山田美代子	関市議会議員	山田みよ子を育てる会	関市宮地町 9	山田美代子
古田 尊	安八町議会議員	古田あきら後援会	安八郡安八町 西結890	古田 尊
渡辺 重造	可児市議会議員	渡辺しげそう後援会	可児市土田505	渡辺 重造

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十三年十一月二十七日に執行した財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

平成二十四年二月十日

岐阜県監査委員 村 下 貴 夫
 岐阜県監査委員 大 野 泰 正
 岐阜県監査委員 鶴 飼 正 誠
 岐阜県監査委員 井 戸 直 雄
 岐阜県監査委員 石 井 直 子

第1 監査実施団体数

区 分	監査実施団体数	団体監査結果件数		所管機関監査結果件数		本課検討事項		
		指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項			
補助金等交付団体	19	6	1	5	5	1	4	0

（注）監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
- ・ 本課検討事項 団体を所管する課に対して、検討を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、5団体において、1件の指摘事項及び5件の指導事項が認められ、4所管機関において、1件の指摘事項及び4件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善を求めた。

監査対象団体

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日	指摘事項	指導事項

池廣法人学校学園

岐阜県私立学校教育振興費補助金

平成23年12月27日

なし

1件

泉深法人学校学園

岐阜県私立学校教育振興費補助金

平成23年12月27日

なし

なし

飛騨法人学校学園

岐阜県私立学校教育振興費補助金

平成23年12月27日

なし

1件

学校法人杉山学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	岐阜県幼児教育緊急環境整備事業費補助金				
社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団	激恋緩和事業費補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	障害児施設給付費等負担金				
社会福祉法人コアモ	岐阜県軽費老人ホー厶事務費補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	岐阜県軽費老人ホー厶事務費補助金				
社会福祉法人慈恵会	岐阜県結核予防費補助金	平成23年12月27日	1件	補助金の過大受給	なし
	岐阜県軽費老人ホー厶事務費補助金				
社団法人土岐医師会	岐阜県看護師等養成所運営費補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	岐阜県看護師等養成所運営費補助金				
一般社団法人各務原市医師会	岐阜県看護師等養成所運営費補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	岐阜県看護師等養成所運営費補助金				
ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会	ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会補助金				
岐阜県山岳遭難防止対策協議会	岐阜県山岳遭難防止対策補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	岐阜県山岳遭難防止対策補助金				
関ヶ原ふれあい21実行委員会	岐阜の魅力アップ支援事業費補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	岐阜の魅力アップ支援事業費補助金				
中津川ふるさとじまん祭実行委員会	岐阜の魅力アップ支援事業費補助金	平成23年12月27日	なし		なし
	岐阜の魅力アップ支援事業費補助金				

行委員会	援事業費補助金				
岐阜県商工会連合会	岐阜県商工会及び商工会議所補助金	平成23年12月27日	なし		2件
山県市商工会	岐阜県商工会及び商工会議所補助金	平成23年12月27日	なし		なし
多治見商工会議所	岐阜県商工会及び商工会議所補助金	平成23年12月27日	なし		なし
郡上森林組合	岐阜県森林・林業対策事業補助金	平成23年12月27日	なし		なし
飛騨市森林組合	岐阜県森林・林業対策事業補助金	平成23年12月27日	なし		1件
山県市	ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金	平成23年12月27日	なし		なし

所管機関

機関名	補助金等交付団体名	実施年月日	指摘事項	指導事項
人づくり文化課	学校法人廣池学園	平成23年12月27日	なし	1件
人づくり文化課	学校法人飛騨学園	平成23年12月27日	なし	1件
中濃保健所	社会福祉法人慈恵会	平成23年12月27日	1件 補助金の過大交付	なし
中小企業課	岐阜県商工会連合会	平成23年12月27日	なし	1件
飛騨農林事務所	飛騨市森林組合	平成23年12月27日	なし	1件

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人羽島の未来を築く会
- 三 代表者の氏名 森 充広
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市小熊町四丁目四七四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、羽島市を明るく豊かな住みやすいまちにするために、地域理念とビジョンを持ち、今後の羽島のあり方を模索し、まちづくりの推進に関する事業を行い、活力のある地域づくりに寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
株式会社ウラタ薬局仲町店	関市仲町二二三	精神通院	平成二四・一・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
日本調剤笠松薬局	羽島郡笠松町田代二五番三	精神通院	平成二四・一・一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年二月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十四年一月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称 大和リース株式会社
株式会社駿河屋魚一

三 建物の名称及び所在地

(仮称)フレスポ高山

高山市天満町一丁目四番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年十月一日

五 店舗面積

六、一三七平方メートル

六 駐車場の収容台数

三三七台

七 荷さばき施設の面積

二四〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年二月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

大垣市高屋町一丁目一三〇 二外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社鈴木栄光堂 外十者

(変更後) 株式会社ワッツオースリー 外十者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年二月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

大垣ステーションビルアピオ

大垣市高屋町一丁目一三〇 二外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年二月十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター21岐南店

羽島郡岐南町八剣八丁目一〇三番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（世界測地系（測地成果二〇一一）への座標変換）

三 作業期間

平成二十四年一月十三日から

同 年三月三十日まで

四 作業地域

可児市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市明智町吉良見の一部（吉良見）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（明智町吉良見の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（明智町吉良見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年二月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部（戸中）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年二月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町の一部（飯田洞）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年二月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

岐阜県本巢市法林寺の一部（祐向）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（法林寺の一部）の地籍図

岐阜県本巢市（法林寺の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年二月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

岐阜県本巢市宗慶の一部（宗慶 2）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（宗慶の一部）の地籍図

岐阜県本巢市（宗慶の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年二月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来9）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年二月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬川上の一部（川上）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十三年度
地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十四年二月十日

正 誤

（原稿誤り）

平成二十四年一月二十四日第二千三百十五号

建築基準法に基づく道路の位置指定

（岐阜県告示第三十五号）六七頁上段の表中

本巢市曾井中島五六一番四
本巢市曾井中島字東川原四七六番七から六八 番一 まで

を

本巢市曾井中島字東川原五六一番四
本巢市曾井中島字東川原四七六番七から同市曾井中島字西川原六八 番一 まで

の誤り。

平成二十四年二月十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
ビー・オール・テクノセンター